

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

「法」…………… 地方税法（昭和25年法律第226号）
「法施行令」…………… 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
「条例」…………… 幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）

改正項目	関係条項	改正内容	摘要					
1 国民健康保険税（基礎課税額）の税率	法第703条の4第5項 条例第3条第1項、 第5条及び第6条	基礎課税額の税率						
		課税区分	現行 (A)	改正案 (B)	増減 (B-A)	増減率		
		所得割	6.6%	6.98%	0.38	5.8%		
		均等割（円／年）	25,000 円	25,800 円	800 円	3.2%		
		平等割（円／年）						
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	30,200 円	30,100 円	▲100 円	▲0.3%		
		特定世帯	15,100 円	15,050 円	▲50 円	▲0.3%		
		特定継続世帯	22,650 円	22,575 円	▲75 円	▲0.3%		
		※ 「特定世帯」…これまで国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国民健康保険被保険者が1人だけとなった世帯で、平等割額が最大5年間、半額となる。						
		※ 「特定継続世帯」…特定世帯として5年間の期間を満了した世帯で、平等割額が最大3年間、4分の1軽減となる。						
		2 国民健康保険税（後期高齢者支援金等課税額）の税率	法第703条の4第14項 条例第7条、第9条 及び第10条	後期高齢者支援金等課税額の税率				
				課税区分	現行 (A)	改正案 (B)	増減 (B-A)	増減率
				所得割	2.3%	2.36%	0.06	2.6%
				均等割（円／年）	7,400 円	7,700 円	300 円	4.1%
				平等割（円／年）				
特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	8,200 円			8,300 円	100 円	1.2%		
特定世帯	4,100 円			4,150 円	50 円	1.2%		
特定継続世帯	6,150 円			6,225 円	75 円	1.2%		
この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。								

改正項目	関係条項	改正内容					摘要
3 国民健康保険税（介護納付金課税額）の税率	法第703条の4 第22項 条例第11条、第13条 及び第14条	介護納付金課税額の税率					
		課税区分	現行 (A)	改正案 (B)	増減 (B-A)	増減率	
		所得割	1.5%	1.59%	0.09	6.0%	
		均等割（円／年）	9,100 円	9,100 円	0 円	0%	
		平等割（円／年）	7,000 円	7,000 円	0 円	0%	
		〔参考〕					
		基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計					
		課税区分	現行 (A)	改正案 (B)	増減 (B-A)	増減率	
		所得割	10.4%	10.93%	0.53	5.1%	
		均等割（円／年）	41,500 円	42,600 円	1,100 円	2.7%	
		平等割（円／年）					
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	45,400 円	45,400 円	0 円	0%	
		特定世帯	26,200 円	26,200 円	0 円	0%	
		特定継続世帯	35,800 円	35,800 円	0 円	0%	

改正項目	関係条項	改正内容					摘要	
4 国民健康保険税の減額	法第703条の5 法施行令第56条の89 条例第26条	(1) 基礎課税額に係る減額						
		課税区分	現行 (A)	改正案 (B)	増減 (B-A)	増減率		
		均等割 (円／年)	(25, 000 円)	(25, 800 円)				
		7 割軽減	17, 500 円	18, 060 円	560 円	3. 2%		
		5 割軽減	12, 500 円	12, 900 円	400 円	3. 2%		
		2 割軽減	5, 000 円	5, 160 円	160 円	3. 2%		
		平等割 (円／年)						
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(30, 200 円)	(30, 100 円)				
		7 割軽減	21, 140 円	21, 070 円	▲70 円	▲0. 3%		
		5 割軽減	15, 100 円	15, 050 円	▲50 円	▲0. 3%		
		2 割軽減	6, 040 円	6, 020 円	▲20 円	▲0. 3%		
		特定世帯	(15, 100 円)	(15, 050 円)				
		7 割軽減	10, 570 円	10, 535 円	▲35 円	▲0. 3%		
		5 割軽減	7, 550 円	7, 525 円	▲25 円	▲0. 3%		
		2 割軽減	3, 020 円	3, 010 円	▲10 円	▲0. 3%		
		特定継続世帯	(22, 650 円)	(22, 575 円)				
		7 割軽減	15, 855 円	15, 803 円	▲52 円	▲0. 3%		
		5 割軽減	11, 325 円	11, 288 円	▲37 円	▲0. 3%		
		2 割軽減	4, 530 円	4, 515 円	▲15 円	▲0. 3%		

改正項目	関係条項	改正内容					摘要
		(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る減額					
		課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	
		均等割（円／年）	(7,400 円)	(7,700 円)			
		7 割軽減	5,180 円	5,390 円	210 円	4.1%	
		5 割軽減	3,700 円	3,850 円	150 円	4.1%	
		2 割軽減	1,480 円	1,540 円	60 円	4.1%	
		平等割（円／年）					
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	(8,200 円)	(8,300 円)			
		7 割軽減	5,740 円	5,810 円	70 円	1.2%	
		5 割軽減	4,100 円	4,150 円	50 円	1.2%	
		2 割軽減	1,640 円	1,660 円	20 円	1.2%	
		特定世帯	(4,100 円)	(4,150 円)			
		7 割軽減	2,870 円	2,905 円	35 円	1.2%	
		5 割軽減	2,050 円	2,075 円	25 円	1.2%	
		2 割軽減	820 円	830 円	10 円	1.2%	
		特定継続世帯	(6,150 円)	(6,225 円)			
		7 割軽減	4,305 円	4,358 円	53 円	1.2%	
		5 割軽減	3,075 円	3,113 円	38 円	1.2%	
		2 割軽減	1,230 円	1,245 円	15 円	1.2%	

改正項目	関係条項	改正内容	摘要																																													
		(3) 未就学児の被保険者均等割額に係る減額 <table><tr><th>課税区分</th><th>現行(A)</th><th>改正案(B)</th><th>増減(B-A)</th><th>増減率</th></tr><tr><td>基礎課税額均等割（円／年）</td><td>12,500円</td><td>12,900円</td><td>400円</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>7割軽減</td><td>3,750円</td><td>3,870円</td><td>120円</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>5割軽減</td><td>6,250円</td><td>6,450円</td><td>200円</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>2割軽減</td><td>10,000円</td><td>10,320円</td><td>320円</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金等課税額均等割（円／年）</td><td>3,700円</td><td>3,850円</td><td>150円</td><td>4.1%</td></tr><tr><td>7割軽減</td><td>1,110円</td><td>1,155円</td><td>45円</td><td>4.1%</td></tr><tr><td>5割軽減</td><td>1,850円</td><td>1,925円</td><td>75円</td><td>4.1%</td></tr><tr><td>2割軽減</td><td>2,960円</td><td>3,080円</td><td>120円</td><td>4.1%</td></tr></table>	課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率	基礎課税額均等割（円／年）	12,500円	12,900円	400円	3.2%	7割軽減	3,750円	3,870円	120円	3.2%	5割軽減	6,250円	6,450円	200円	3.2%	2割軽減	10,000円	10,320円	320円	3.2%	後期高齢者支援金等課税額均等割（円／年）	3,700円	3,850円	150円	4.1%	7割軽減	1,110円	1,155円	45円	4.1%	5割軽減	1,850円	1,925円	75円	4.1%	2割軽減	2,960円	3,080円	120円	4.1%	
課税区分	現行(A)	改正案(B)	増減(B-A)	増減率																																												
基礎課税額均等割（円／年）	12,500円	12,900円	400円	3.2%																																												
7割軽減	3,750円	3,870円	120円	3.2%																																												
5割軽減	6,250円	6,450円	200円	3.2%																																												
2割軽減	10,000円	10,320円	320円	3.2%																																												
後期高齢者支援金等課税額均等割（円／年）	3,700円	3,850円	150円	4.1%																																												
7割軽減	1,110円	1,155円	45円	4.1%																																												
5割軽減	1,850円	1,925円	75円	4.1%																																												
2割軽減	2,960円	3,080円	120円	4.1%																																												

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条及び第 2 条 略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎課税額の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。 2 前項の場合における法第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第 9 項中雑損失の金額に係る基礎課税額の部分の規定を適用しないものとする。 第 4 条 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>25,000円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 6 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」と	○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年 4 月18日 条例第19号) 第 1 条及び第 2 条 略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎課税額の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.98</u>を乗じて算定する。 2 前項の場合における法第314条の 2 第 1 項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第 9 項中雑損失の金額に係る基礎課税額の部分の規定を適用しないものとする。 第 4 条 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について<u>25,800円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額) 第 6 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」と

現 行 条 例	改 正 条 例
いう。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>30,200円</u> (2) 特定世帯 <u>15,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>22,650円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 第8条 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,200円</u> (2) 特定世帯 <u>4,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,150円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.5</u>を乗じて算定する。	いう。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第26条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び同項において同じ。)以外の世帯 <u>30,100円</u> (2) 特定世帯 <u>15,050円</u> (3) 特定継続世帯 <u>22,575円</u> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.36</u>を乗じて算定する。 第8条 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,700円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,300円</u> (2) 特定世帯 <u>4,150円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,225円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.59</u>を乗じて算定する。

現 行 条 例	改 正 条 例
第12条 略 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。 第15条～第25条 略 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年	第12条 略 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。 第15条～第25条 略 (国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年

現 行 条 例	改 正 条 例
金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>17,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,140円</u> (4) 特定世帯 <u>10,570円</u> (7) 特定継続世帯 <u>15,855円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,180円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,740円</u> (4) 特定世帯 <u>2,870円</u> (7) 特定継続世帯 <u>4,305円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険	金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>18,060円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>21,070円</u> (4) 特定世帯 <u>10,535円</u> (7) 特定継続世帯 <u>15,803円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>5,390円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,810円</u> (4) 特定世帯 <u>2,905円</u> (7) 特定継続世帯 <u>4,358円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,900円 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険

現 行 条 例	改 正 条 例
者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,500円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,100円</u> （イ）特定世帯 <u>7,550円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>11,325円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,700円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,100円</u> （イ）特定世帯 <u>2,050円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>3,075円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,550円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,040円</u> （イ）特定世帯 <u>3,020円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>4,530円</u>	者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,900円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,050円</u> （イ）特定世帯 <u>7,525円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>11,288円</u> ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,850円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,150円</u> （イ）特定世帯 <u>2,075円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>3,113円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,550円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,160円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,020円</u> （イ）特定世帯 <u>3,010円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>4,515円</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,480円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,640円</u> （イ）特定世帯 <u>820円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>1,230円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,750円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,250円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,500円</u> （2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,110円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,850円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,960円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,540円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,660円</u> （イ）特定世帯 <u>830円</u> （ロ）特定継続世帯 <u>1,245円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,870円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,450円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,320円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,900円</u> （2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,155円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,925円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,080円</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,700円 3 略 第26条の2～第30条 略	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,850円 3 略 第26条の2～第30条 略